

■ 飲用井戸等衛生対策要領に基づく水質検査

(11 項目、有機化学物質 6 項目、フェノール類、51 項目など)

水道法第 20 条の検査機関として、厚生労働大臣の登録（登録検査機関）を受けており、飲用井戸等衛生対策要領に従い、水道法に準じた水質検査を行っております。

検査項目	基準値	飲用井戸等衛生対策要領		
		11 項目	有機化学物質	51 項目
一般細菌	100 /ml 以下	○		○
大腸菌	検出されないこと	○		○
有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/L 以下	○		○
pH 値	5.8 以上 8.6 以下	○		○
味	異常でないこと	○		○
臭気	異常でないこと	○		○
色度	5 度以下	○		○
濁度	2 度以下	○		○
塩化物イオン	200 mg/L 以下	○		○
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L 以下	○		○
亜硝酸態窒素	0.04 mg/L 以下	○		○
鉄及びその化合物	0.3 mg/L 以下			○
銅及びその化合物	1.0 mg/L 以下			○
亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L 以下			○
鉛及びその化合物	0.01 mg/L 以下			○
蒸発残留物	500 mg/L 以下			○
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L 以下			○
臭素酸	0.01 mg/L 以下			○
塩素酸	0.6 mg/L 以下			○
クロロホルム	0.06 mg/L 以下			○
ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L 以下			○
ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L 以下			○
ブromoホルム	0.09 mg/L 以下			○
総トリハロメタン	0.1 mg/L 以下			○
クロロ酢酸	0.02 mg/L 以下			○
ジクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下			○
トリクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下			○
ホルムアルデヒド	0.08 mg/L 以下			○
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下			○
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下		○	○
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下		○	○

シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下		○	○
ベンゼン	0.01 mg/L 以下		○	○
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下		○	○
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下		○	○
ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L 以下			○
アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L 以下			○
六価クロム化合物	0.02 mg/L 以下			○
マンガン及びその化合物	0.05 mg/L 以下			○
ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L 以下			○
セレン及びその化合物	0.01 mg/L 以下			○
カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L 以下			○
水銀及びその化合物	0.0005 mg/L 以下			○
フッ素及びその化合物	0.8 mg/L 以下			○
ナトリウム及びその化合物	200 mg/L 以下			○
カルシウム・マグネシウム等 (硬度)	300 mg/L 以下			○
陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L 以下			○
非イオン界面活性剤	0.02 mg/L 以下			○
フェノール類	0.005 mg/L 以下			○
ジェオスミン	0.00001 mg/L 以下			○
2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L 以下			○